

2019年度新賃金配分第2回団体交渉開催 上には厚く下には薄い配分 さらに等級別の格差が拡大！ 本部は持ち帰り検討！

本部は4月5日、申第36号「2019年度新賃金配分に関する申し入れ」に基づく第2回団体交渉を開催し、会社から2019年度新賃金配分について回答がありました。会社は、35歳ポイント1,300円（0.40%）の配分を「昨年と同様に、社員の基本給に等級及び区分に応じて額を加算する。専任社員に対しても処遇向上の観点で配分した」と回答しました。本部は、「組合が要求した一律の配分とはなっていない。これでは上と下の格差がさらに拡大され、若い社員のやる気を損ねるものであり、この回答には甚だ不満である」と会社回答に対して対立を通告し、持ち帰り検討としました。

〈会社回答〉

平成31年度の賃金改訂について、次のとおりとする。

1. 在籍者への加算

平成31年4月1日に在籍する社員（試用社員を含む。）及び専任社員の平成31年4月1日現在異動後の基本給に、等級及び区分に応じて別表1のと通りの額を加算する。

2. 初任給額

基本協約第103条及び第104条に定める初任給額を別表2及び別表3のとおりとする。

3. 昇格時昇給額

基本協約第113条に定める昇格時昇給額を別表4のとおりとする。

4. 専任社員の基本給額

専任社員の雇用に関する協約別表1及び附則第3項に定める基本給額を別表5及び別表6のとおりとする。

5. 実施時期

平成31年4月1日から実施する。

6. 精算日

令和元年6月25日以降準備でき次第とする。

※別表1、2、3、4、5、6は4ページ以降を参照してください。

《主な議論》

会社：平成31年度賃金改訂について、別表1は基本給の加算で、例年と同様の考え方で等級毎に配分を行っている。昨年と同じ等級でも100円違う場合があるが、計算上の端数の関係である。専任社員については、昨年度に従来よりも厚く配分したが、その考えを踏襲し本年度についても同様としている。別表1で基本給加算する金額を、専任社員の基本給額に足したものである。

初任給額については、基本給加算と同様の考え方で、各等級にそれぞれ等級の改訂の加算額を加えたものである。昇格時昇給額についても従来と同様で、例えばJ1が1,000円でJ2が1,100円であるので、J1からJ2に上がるところは従来より昇格時昇給額が100円上がるということである。

組合：4月1日現在の社員数と平均年齢等を明らかにすること。

会社：明らかにしない。

組合：考え方は、基本的には去年と変わらないということなのか。

会社：その通りである。

組合：組合は一律の配分を求めてきた。今回の格差配分は上と下の格差が更

に拡がるものである。また、職場の中で若い社員がやる気をますます損ねていくものだと考える。組合は一律1,300円全員に配分することを求めてきたが、そのようになっておらず、甚だ不満であり対立である。持ち帰り検討とする。

以 上

※回答内容の詳細については次ページ以降の、回答資料別表を参照して下さい。

別表1：基本給加算額

等級	一般社員	医療社員
J 1 等級	1,000 円	—
J 2 等級	1,100 円	1,200 円
J 3 等級	1,100 円	1,200 円
S 1 等級	1,200 円	1,200 円
S 2 等級	1,300 円	1,300 円
S 3 等級	1,400 円	1,400 円
C 1 等級	1,500 円	1,400 円
C 2 等級	1,500 円	1,500 円
L 1 等級	1,800 円	1,700 円
L 2 等級	1,900 円	1,800 円
L 3 等級	2,000 円	2,000 円
L 4 等級	会社が別に定める。	
L 5 等級		

区分		専任社員
I	生年月日が昭和32年4月2日以降の者	1,200 円
	上記に該当しない者	1,100 円
II	生年月日が昭和32年4月2日以降の者	1,300 円
	上記に該当しない者	1,200 円
III		1,300 円
IV		会社が別に定める。
V		1,100 円

別表2：初任給額（一般社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（大学院に限る。）	S 1 等級	224,500 円
大学、短期大学（修業年限2年以上の専攻科に限る。）、 高等専門学校（修業年限2年以上の専攻科に限る。）	J 3 等級	194,500 円
短期大学、高等専門学校、専修学校（高等学校卒業を入学資格とする修業年限2年以上の専門課程に限る。以下、別表3において同じ。）	J 2 等級	174,800 円
高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。以下、別表3において同じ。）	J 1 等級	155,700 円

（注）学校別は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定められたものによる。以下、別表3において同じ。

別表3：初任給額（医療社員）

学校別	初任等級	初任給額
大学（修業年限6年の薬剤師に限る。）	S 1 等級	222,100 円
大学（上記以外の薬剤師に限る。）		214,900 円
大学（薬剤師を除く。）	J 3 等級	204,400 円
短期大学、高等専門学校、専修学校		199,600 円
高等学校、中等教育学校	J 2 等級	178,800 円

（注）採用日において、該当する職種の免許を受けていない者は見習発令を行うこととする。この場合の初任等級及び初任給額は、該当する職種の免許を受けるまでの間、別表2に掲げる初任等級及び初任給額を適用する。

別表4：昇格時昇給額

昇格区分	一般社員	医療社員
J 1 等級→J 2 等級	9,500 円	—
J 2 等級→J 3 等級	9,900 円	7,300 円
J 3 等級→S 1 等級	18,900 円	10,500 円
S 1 等級→S 2 等級	10,000 円	8,400 円
S 2 等級→S 3 等級	10,500 円	8,400 円
S 3 等級→C 1 等級	19,900 円	15,700 円
C 1 等級→C 2 等級	10,500 円	9,500 円
C 2 等級→L 1 等級	42,000 円	26,200 円
L 1 等級→L 2 等級	13,600 円	10,500 円
L 2 等級→L 3 等級	18,900 円	16,000 円
L 3 等級→L 4 等級	会社が別に定める。	
L 4 等級→L 5 等級		

別表5：基本給額（専任社員）

区分	対象	月額
I	基本協約第101条別表第2中 J 1～S 3 等級相当職にあった者	185,600 円
II	基本協約第101条別表第2中 C 1、C 2 等級相当職にあった者	195,800 円
III	基本協約第101条別表第2中 L 1、L 2 等級相当職にあった者	207,100 円
IV	上記 I～III 以外の職にあった者	会社が決定する。
V	上記 I～IV にかかわらず、定年退職時に次のいずれかに該当する者 (1) 就業に支障がある健康状態又は勤務状況の者 (2) 定年退職までの勤務成績が特に劣悪な者 (3) 就業に必要な意欲・能力を欠いた者	164,900 円

※区分Vに該当する場合、原則として役付手当は支給しないものとする。

別表6：基本給額（生年月日が昭和36年4月1日以前の者で、かつ、別表5に定める区分Ⅰ及び区分Ⅱに該当する者）

(1) 生年月日が昭和32年4月1日以前の者

区分	月額
Ⅰ	164,900円
Ⅱ	185,700円

(2) 生年月日が昭和32年4月2日以降昭和34年4月1日以前の者

区分	適用期間	月額
Ⅰ	63歳に達する日の属する月まで	185,600円
	63歳に達する日の属する月の翌月以降	164,900円
Ⅱ	63歳に達する日の属する月まで	195,800円
	63歳に達する日の属する月の翌月以降	185,700円

(3) 生年月日が昭和34年4月2日以降昭和36年4月1日以前の者

区分	適用期間	月額
Ⅰ	64歳に達する日の属する月まで	185,600円
	64歳に達する日の属する月の翌月以降	164,900円
Ⅱ	64歳に達する日の属する月まで	195,800円
	64歳に達する日の属する月の翌月以降	185,700円